

## 〈参 考〉

### 1 関係条例・規則

#### (1) 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例

制 定 昭和 59 年 4 月 2 日 条例第 50 号

最近改定 令和 6 年 2 月 27 日 条例第 6 号

(設置)

第 1 条 心身障害者の福祉の増進に資するため、本市に心身障害者リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター

位置 大阪市平野区喜連西 6 丁目

(事業)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する身体障害者更生相談所としての事業並びに知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 2 項及び第 3 項に規定する知的障害者更生相談所としての事業その他心身障害者に関する相談、診査、治療及び指導

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援(治療に係るものを除く。以下「児童発達支援」という。)、同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)及び同条第 6 項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 7 項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)、同条第 8 項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)、同条第 10 項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)、同条第 12 項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に係る障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)及び障害児に係る同条第 19 項に規定する基本相談支援

(4) 心身障害に関する調査研究、研修及び情報の提供

(5) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第 3 条 センターは、前条に規定する事業を行うため、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 前条第 1 号に掲げる事業を行うために必要な施設

(2) 障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)

(3) 児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センター(以下「児童発達支援センター」という。)

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、障害者支援施設を短期入所又は施設入所支援に係る者に供用する場合は、無休とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、第 14 条の規定により前条第 2 号及び第 3 号に掲げる施設(以下「代行施設」という。)の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、代行施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、代行施設を除くセンターの施設については、時宜により休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(供用時間)

第 5 条 センターの供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 障害者支援施設(短期入所又は施設入所支援に係る者に供用する場合に限る。) 午前 0 時から午後 12 時まで

(2) その他の施設 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、代行施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 5 条第 1 項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条

第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、代行施設を除くセンターの施設については、時宜により供用時間を変更することがある。

(使用資格)

第6条 障害者支援施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定による措置に係る者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項の規定による措置に係る者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 児童発達支援センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）に係る児童
- (2) 児童福祉法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置に係る児童
- (3) 障害児相談支援を受ける者
- (4) 計画相談支援を受ける者

(使用許可)

第7条 前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）が障害者支援施設を使用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、介護給付費等受給者の障害者支援施設の使用を許可してはならない。

- (1) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (2) 管理上支障があるとき
- (3) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、障害者支援施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により障害者支援施設の使用の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(準用)

第10条 前3条の規定は、第6条第1項第4号に掲げる者の障害者支援施設の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と、第8条中「介護給付費受給者」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と読み替えるものとする。

2 前3条の規定は、児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入館を断り、又は代行施設から退去させることがある。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

2 前項の規定は、代行施設を除くセンターの施設について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるの

は「市長」と読み替えるものとする。

(使用料及び手数料)

第 12 条 第 2 条第 1 号に規定する診査及び治療（身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付の申請に要する診断書等の作成のために行うものその他市規則で定めるものを除く。第 3 項において同じ。）を受ける者に対しては、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」（平成 4 年環境庁告示第 40 号）により算定した額の使用料を徴収する。

2 前項の規定により難しい場合の使用料については、別に市規則で定める。

3 診査及び治療に係る診断書、証明書等の交付を請求する者に対しては、1 通につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 障害を支給事由とする生命保険に係るものその他これに類するもの 5,000 円
- (2) 障害を支給事由とする公的年金に係るものその他これに類するもの 3,000 円
- (3) 検査項目が詳細な診断書その他これに類するもの 2,000 円
- (4) 市長が定める様式による簡易な診断書その他これに類するもの 1,000 円

4 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本人又は保護者から申請があった場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
- (2) 市長が前号に準ずる状態にあると認める者
- (3) その他市長が必要と認める者

5 前項の規定にかかわらず、法令その他に基づく療養費の支給を受ける者については、その療養費の範囲内において所定の使用料又は手数料を徴収する。

(利用料金)

第 13 条 市長は、指定管理者に障害者支援施設の使用（介護給付費等受給者に係るものに限る。以下本条において同じ。）及び児童発達支援センターの使用（第 6 条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる者に係るものに限る。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は第 6 条第 2 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号に掲げる者が施設を使用しようとするときは、障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は児童発達支援センターの使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 生活介護を受ける者（次号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
- (2) 短期入所又は施設入所支援に係る者 障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
- (3) 自立訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
- (4) 児童発達支援に関して通所給付決定を受けた者 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
- (5) 保育所等訪問支援に関して通所給付決定を受けた者 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- (6) 障害児相談支援を受ける者 児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- (7) 計画相談支援を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

(管理の代行)

第 14 条 代行施設の管理については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第 15 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 代行施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項  
（指定申請）

第 16 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、代行施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第 1 号に該当する者

イ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 設置の目的に照らし代行施設の効用を最大限に発揮するとともに、代行施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 代行施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、代行施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第 19 条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は代行施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第 20 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 代行施設に係る第 2 条第 2 号から第 5 号までに掲げるセンターの事業（第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる者に対する使用の許可に係るものを除く。）の実施に関すること
- (2) 代行施設の建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他代行施設の管理に関すること

（施行の細目）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（昭和 59 年 4 月 2 日施行、告示第 196 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日条例第 19 号、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定、昭和 61 年 5 月 1 日施行、告示第 227 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成 3 年 3 月 14 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 21 日条例第 54 号、平成 5 年 10 月 1 日施行、告示第 798 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 21 日条例第 43 号、平成 6 年 10 月 1 日施行、告示第 796 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 2 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 19 日条例第 14 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 5 月 29 日条例第 43 号、平成 15 年 6 月 1 日施行、告示第 528 号の 5）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成 17 年 10 月 19 日条例第 122 号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成 18 年 4 月 1 日施行、告示第 299 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 13 条の次に 6 条を加える改正規定（第 15 条から第 17 条まで及び第 18 条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 42 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 43 号）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第 13 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 10 第 1 項に規定する指定施設支援（以下「指定施設支援」という。）に係る利用料金について適用し、同日前に受けた指定施設支援に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 9 月 21 日条例第 80 号）

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第 13 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の身体障害者更生施設への入所に係る利用料金について適用し、同日前の身体障害者更生施設への入所に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日条例第 75 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 55 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 25 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 3 項の規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後の条例第 13 条第 4 項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の条例第 13 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 45 号、平成 23 年 10 月 1 日施行、告示第 1113 号）抄

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 48 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 4 日条例第 11 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 4 日条例第 11 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 25 日条例第 8 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号の改正規定（「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日条例第 28 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 27 日条例第 56 号）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 3 項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後の条例第 13 条第 4 項の規定の例により行うことができる。

附 則（令和 5 年 6 月 13 日条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 27 日条例第 6 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。